

組合員の皆様へ

令和7年度 県内保養施設利用のご案内

当国保組合では、組合員とその家族の皆様の健康増進を図るため、県内の契約保養施設（下記参照）の利用に対して、補助事業を行っております。

つきましては、令和7年度の「保養施設補助利用券」をお渡ししますので、ご利用の際は下記の注意書きと裏面の補助規程を参考にして、**利用される施設へ直接申し込みを行ってください。**

県内の契約保養施設

施設名	施設名	施設名
ホテルおがわ TEL 0765-84-8111	ゆのみこ温泉 TEL 076-472-3111	粋な民宿 美岬 TEL 0766-74-1155
黒部川明日温泉元湯 バーデン明日 TEL 0765-78-2525	ホテルリゾート立山国際 (旧名称:立山国際ホテル) TEL 076-481-1111	万葉海宴 民宿 城 山 TEL 0766-72-1431
延対寺荘 TEL 0765-62-1234	財富山勤労総合福祉センター 呉羽ハイッ TEL 076-436-0191	なだうら温泉元湯 磯波風 TEL 0766-74-2336
サン柳亭 TEL 0765-62-1336	雨晴温泉 磯はなび TEL 0766-44-6050	民宿 美浜荘 オーシャンリゾート shimaoo 11-beach TEL 0766-91-0026
黒部・宇奈月温泉 桃 源 TEL 0765-62-1131	氷見温泉郷 くつろぎの宿 うみあかり TEL 0766-74-2211	鳥越の宿 三楽園 TEL 0763-82-1260
金太郎温泉 TEL 0765-24-1220	九殿浜温泉 ひみのはな TEL 0766-79-1324	

- 注意) 1. ご利用の際は、「保養施設補助利用券」の太枠内を記入してフロントへ提出してください。
 2. 「保養施設補助利用券」の再発行は致しませんので、大切にお取り扱い願います。
 3. 当国保組合を脱退した場合は、その日以降、「保養施設補助利用券」を使用することはできません。

富山県建設国民健康保険組合保養施設利用補助規程

(目 的)

第1条 この組合は、被保険者の健康保持増進を図るため、保養施設の利用に対する、補助事業を行うことを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 この補助事業の利用できる者の範囲は、この組合の一組合員世帯とする。

(利用施設の範囲)

第3条 この補助事業の利用できる保養施設については、富山県内に限定し、施設の選定は理事長が行うものとする。

2. 利用できる施設については、保養施設補助利用券に記載した利用施設とする。

(補助金の支給)

第4条 この補助事業の補助金の額は、一組合員世帯につき3,000円（但し、施設の利用額が、3,000円に満たない場合は実額とする。）までとし補助の回数はこの組合の一会計年度について一回を限度とする。

2. この補助事業で、次の各号に該当する場合は、支給しない。

ア. 各地域組合の行事の一環として利用する場合

イ. 事業主の事業の一環として行われる場合、又は事業主等からの費用負担において、行われる場合

(施設利用申込)

第5条 この組合は、毎年4月に当該年度分の「補助利用券」を作成し、組合員あてに交付（但し、年度内新規加入者は、加入時に交付する。）する。

(施設の利用申込・料金)

第6条 施設利用は、日帰り、宿泊のいずれかとし、利用申し込みは、契約保養施設へ直接申し込みし「補助利用券」をフロントに提示する。

2. 利用料金は、補助額（3,000円）を差し引き後の請求額を支払う。

(施設利用にかかる契約、補助金決済)

第7条 この保養施設の利用に関しては、代金決済等の関係から、保養施設と建設国保組合が契約を取り交し、利用者にかかる補助金を決済する。

2. 補助金の決済は、原則として月単位（利用月の翌月）で、保養施設からの請求により建設国保組合が支払い決済する。

(そ の 他)

第8条 この規程に定めない事項については、必要の都度理事長が定める。

附 則

この規程は、2014年4月1日から実施する。